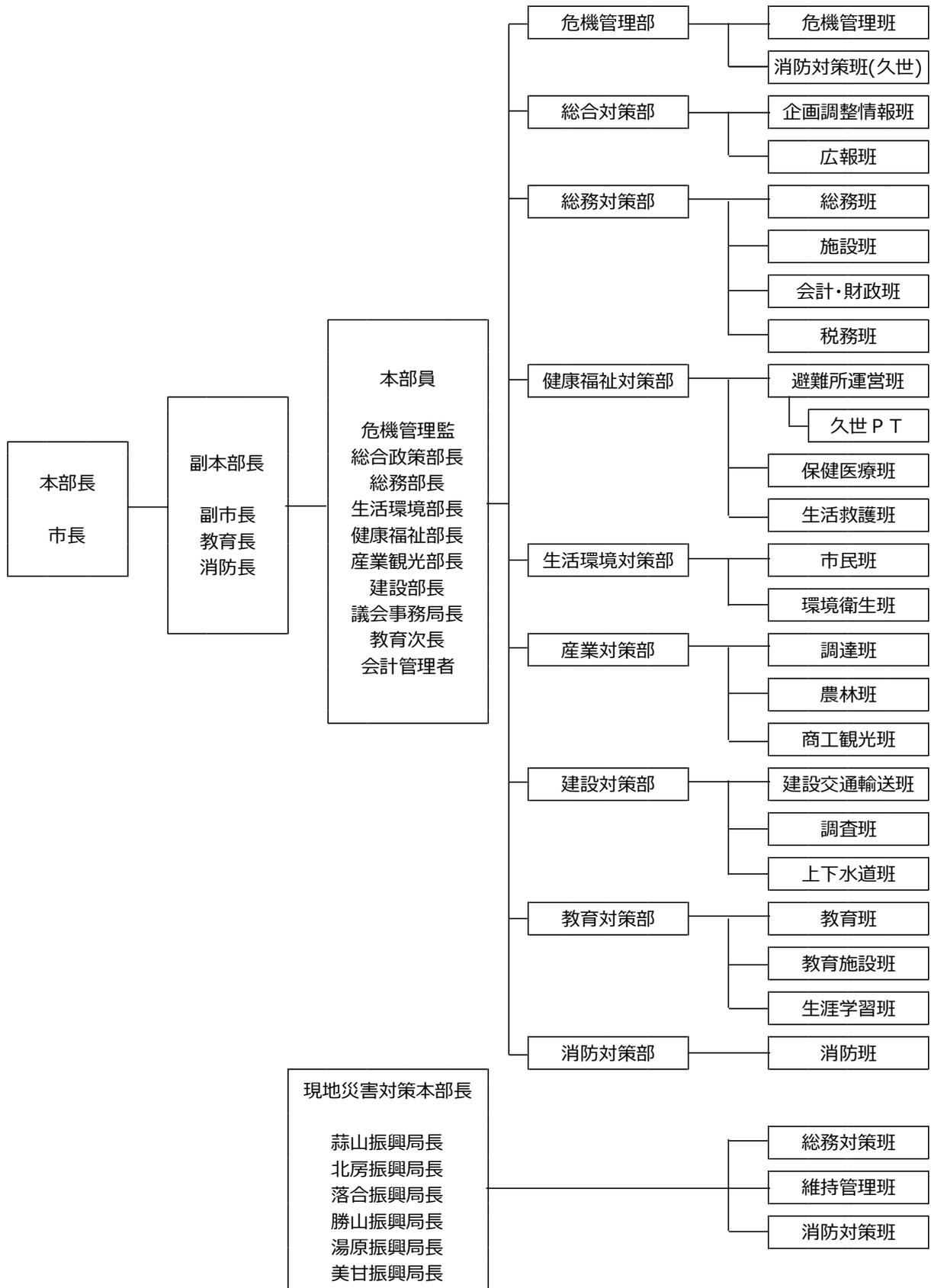


6 活動組織関係

【資料 6-1-1】 災害対策本部の組織



## 真庭市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 251 号

改正 平成 19 年 3 月 27 日条例第 10 号

平成 24 年 10 月 1 日条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、真庭市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(班)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、部に班を置くことができる。

2 班に班長を置き、班長は部長が指名する。

3 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 5 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に災害対策本部長の指名する現地災害対策本部長を置く。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月27日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 6-2】 真庭市災害対策本部規則

真庭市災害対策本部規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 171 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 28 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 91 号

平成 20 年 3 月 27 日規則第 25 号

平成 22 年 3 月 8 日規則第 24 号

平成 23 年 3 月 15 日規則第 31 号

平成 24 年 3 月 28 日規則第 59 号

平成 25 年 3 月 22 日規則第 24 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 64 号

平成 29 年 7 月 4 日規則第 68 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、真庭市災害対策本部条例(平成 17 年真庭市条例第 251 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、真庭市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(任務)

第 3 条 本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。

(4) 災害時の公安に関すること。

(5) その他防災に関する事項

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により本部に設置する部は、別表第1のとおりとする。

第5条 条例第4条第1項の規定により部に設置する班は、別表第1のとおりとする。

(副本部長)

第6条 災害対策副本部長は、副市長、教育長、消防長をもって充てる。

(本部員)

第7条 本部員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(部長)

第8条 部長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 部長は、副本部長の命を受け所管事項を掌理する。

(班長)

第9条 班長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 班長は、部長の命を受け、所管事項を掌理する。

(班員)

第10条 班に班員を置き、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

2 班員は、上司の命を受け所管事務を処理する。

(本部会議)

第11条 本部に本部会議を置き、副本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、副本部長が招集する。

2 本部会議は、副本部長が主宰し第3条に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

3 本部会議の庶務は、危機管理部危機管理班が所掌する。

(水防活動)

第12条 水防活動は、岡山地方気象台から風雨大雨に関する注意報又は警報等が発せられ、又はその他により副本部長がその必要を認めたとき、その業務を開始する。

(その他の防災活動)

第13条 火災風災及び震災等の災害防ぎょ活動は、岡山地方気象台から強風及び異常乾燥

に関する注意報が発せられ、その必要が認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第 14 条 救助活動は、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条に該当する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第 15 条 前 3 条の防災活動業務の開始により、本部が設定されたときは、関係の各部、各班は、直ちに非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡)

第 16 条 部長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、総務対策部長に協議するものとする。

(本部の廃止)

第 17 条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(本部員等の心構え)

第 18 条 本部員、班長及び班員は勤務の時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれのある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかななければならない。

第 19 条 各部は、非常災害の場合機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかななければならない。

(相互協力の義務)

第 20 条 各部、各班及び各班員は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(現地災害対策本部)

第 21 条 条例第 5 条第 1 項の規定により現地災害対策本部を設置した場合の同条第 2 項に規定する現地災害対策本部長は、別表第 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 現地災害対策本部に別表第 3 に掲げる班を置き、同表に掲げる職にある者を班長とする。

3 前項の班に班員を置き、別表第 3 に掲げる職員をもって充てる。

4 第 15 条から前条までの規定は、現地災害対策本部を設置した場合について準用する。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 91 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 25 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 8 日規則第 24 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 15 日規則第 31 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 28 日規則第 59 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日規則第 24 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 64 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 4 日規則第 68 号)

この規則は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 31 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第4条、第5条、第8条、第9条、第10条関係)

部	部長	班	班長	班員
危機管理部	危機管理監	危機管理班	危機管理課指 定職員	監査事務局職員 議会事務局職員
総合対策部	総合政策部長	企画調整情報 班	総合政策部総 合政策課長	総合政策部総合 政策課職員 同 部交流定住推進 課職員
		広報班	総合政策部秘 書広報課長	総合政策部秘書 広報課職員
総務対策部	総務部長	総務班	総務部総務課 長	総務部総務課職 員
		施設班	総務部財産活 用課長	総務部財産活用 課職員
		会計・財政班	総務部財政課 長	総務部財政課職 員 会計課職員
		税務班	総務部税務課 長	総務部税務課職 員 同部債権回 収対策課職員
生活環境対 策部	生活環境部長	市民班	生活環境部市 民課長	生活環境部市民 課職員 同部く らし安全課職員 同部スポーツ・文 化振興課職員
		環境衛生班	生活環境部環 境課長	生活環境部環境 課職員
産業対策部	産業観光部長	調達班	産業観光部農 業振興課長	産業観光部農業 振興課職員 農 業委員会事務局

				職員
		農林班	産業観光部農 林土木課長	産業観光部農林 土木課職員 同 部林業・バイオマ ス産業課職員
		商工観光班	産業観光部産 業政策課長	産業観光部産業 政策課職員
建設対策部	建設部長	建設交通輸送 班	建設部建設課 長	建設部建設課職 員
		調査班	建設部都市住 宅課長	建設部都市住宅 課職員
		水道班	建設部水道課 長	建設部水道課職 員
		下水道班	建設部下水道 課長	建設部下水道課 職員
健康福祉対 策部	健康福祉部長	避難所運営班	健康福祉部福 祉課長	健康福祉部福祉 課職員 同部高 齢者支援課職員
		保健医療班	健康福祉部健 康推進課長	健康福祉部健康 推進課職員
		生活救護班	健康福祉部子 育て支援課長	健康福祉部子育 て支援課職員
教育対策部	教育次長	教育班	教育委員会事 務局学校教育 課長	教育委員会事務 局学校教育課職 員
		教育施設班	教育委員会事 務局教育総務 課長	教育委員会事務 局教育総務課職 員
		生涯学習班	教育委員会事	教育委員会事務

			務局生涯学習課長	局生涯学習課職員
消防対策部	消防長	消防班	消防本部次長	消防職員

別表第2(第7条関係)

本部員	危機管理監 総合政策部長 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業観光部長 建設部長 会計管理者 議会事務局長 教育次長 消防団長
-----	---

別表第3(第21条関係)

現地災害対策本部	現地災害対策本部長	班	班長	班員
各振興局現地災害対策本部	各振興局長	総務対策班	各振興局地域振興課長	各振興局地域振興課職員
		維持管理班	各振興局地域振興課長	各振興局地域振興課職員
		施設管理班	各振興局管内小学校長及び中学校長 各振興局管内幼稚園長、保育園長及びこども園長	各振興局管内小学校職員及び中学校職員 各振興局管内幼稚園職員、保育園職員及びこども園職員
		消防対策班	各振興局管内消防団方面隊長	各振興局管内消防団方面隊団員

【資料 6-3】災害対策本部設置時の連絡先

連絡先	所在地	電話
美作県民局	津山市山下 53	0868-23-1214
美作県民局真庭地域事務所	真庭市勝山 591	0867-44-7560
真庭市消防本部	真庭市惣 254-8	0867-42-1190
真庭警察署	真庭市江川 821-1	0867-44-6110
岡山河川事務所	岡山市鹿田町 2-4-36	086-223-5101
中国電力(株)津山営業所	津山市上河原 208-3	0120-4120254

## 7 気象・情報連絡関係

### 【資料 7-1】岡山地方気象台から真庭市に発表される注意報・警報

注意報・警報の種類		説明
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。 ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表します。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表します。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表します。

注意報・警報等の種類		概要及び発表基準
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表します。

注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

2. 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

### 【資料 7-2】特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。

別表 1 大雨注意報基準

市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
真庭市	R1=40	88

別表 2 大雨警報基準

市町村等	雨量基準(浸水害)	土壌雨量指数基準(土砂災害)
真庭市	R1=100	112

別表 3 洪水注意報基準

市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準
真庭市	R1=40	旭川流域=22、新庄川流域=10、 鉄山川流域=9、月田川流域=10

別表4 洪水警報基準

市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準
真庭市	R1=100	旭川流域=27、新庄川流域=16、 鉄山川流域=11

(注) 1. R1 は 1 時間雨量を示す。

2. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
3. 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

## 【資料 7-3】雨量観測所

### ■ 県関係雨量観測所

観測所名	位置	設置場所	水系	所属	観測者	種別
奥田	真庭市奥田	湯原ダム 奥田観測所	旭川 (藤森川)	岡山県	湯原ダム管理 事務所職員	テレメーター
上長田	真庭市蒜山 上長田	湯原ダム 上長田観測所	旭川	岡山県	湯原ダム管理 事務所職員	テレメーター
豊栄 (湯原ダム)	真庭市豊栄	中電湯原ダム 第一発電所	旭川	岡山県	湯原ダム管理 事務所職員	テレメーター
湯原	真庭市豊栄	旭川ダム 湯原観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
勝山	真庭市草加部	旭川ダム 勝山観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
別所	真庭市別所	別所小学校	旭川 (関川)	岡山県	県民局職員	砂防関係 テレメーター
落合	真庭市法界寺	旭川ダム 落合観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
北房	真庭市山田	旭川ダム 北房観測所	旭川 (開田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
月田	真庭市若代	旭川ダム 月田観測所	旭川 (月田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター
真庭	真庭市勝山	美作県民局 真庭地域事務所	旭川	岡山県	県民局職員	テレメーター

### ■ 岡山地方気象台関係雨量観測所

観測所名	位置	水系	所属	管理者氏名	通報連絡 方法	種別
上長田	真庭市蒜山上長田	旭川	気象台	岡山地方気象台	オンライン	地域気象観測所
久世	真庭市中島	〃	〃	〃	〃	〃
下皆部	真庭市下皆部	〃	〃	〃	〃	地域雨量観測所

【資料 7-4】 水位観測所

■ 県関係水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	零点標高	観測者	備考
旭川	上長田	真庭市蒜山上長田						湯原ダム管理事務所職員	テレメーター
旭川	勝山	真庭市草加部	2.30	2.60	2.60	2.80	154.2 1	旭川ダム統管職員	水位周知 テレメーター
旭川	本郷	真庭市本郷						県民局職員	テレメーター
新庄川	江川	真庭市江川	2.00	2.50			166.5 4	県民局職員	テレメーター
月田川	月田石原	真庭市月田	2.00	2.50			202.8 2	県民局職員	テレメーター
目木川	目木	真庭市目木	2.00	2.50			153.1 7	県民局職員	テレメーター
旭川	落合	真庭市落合垂水						県民局職員	テレメーター
旭川	落合	真庭市法界寺	3.50	4.40	4.40	4.70	114.9 2	旭川ダム統管職員	水位周知 テレメーター
備中川	垂水	真庭市下方	2.60	2.80	2.80	2.90	125.4 5	県民局職員	水位周知 テレメーター
備中川	上水田	真庭市上水田						県民局職員	テレメーター

■ 県関係ダム貯水位観測所

水系		観測所名	位置	通報水位	警戒水位	零点標高	電報符号	観測者	備考
本流	支流								
旭川	旭川	湯原ダム	真庭市豊栄					湯原ダム管理事務所職員	土木ダム テレメーター

【資料 7-5】無線機・放送通信設備

(令和4年1月1日現在)

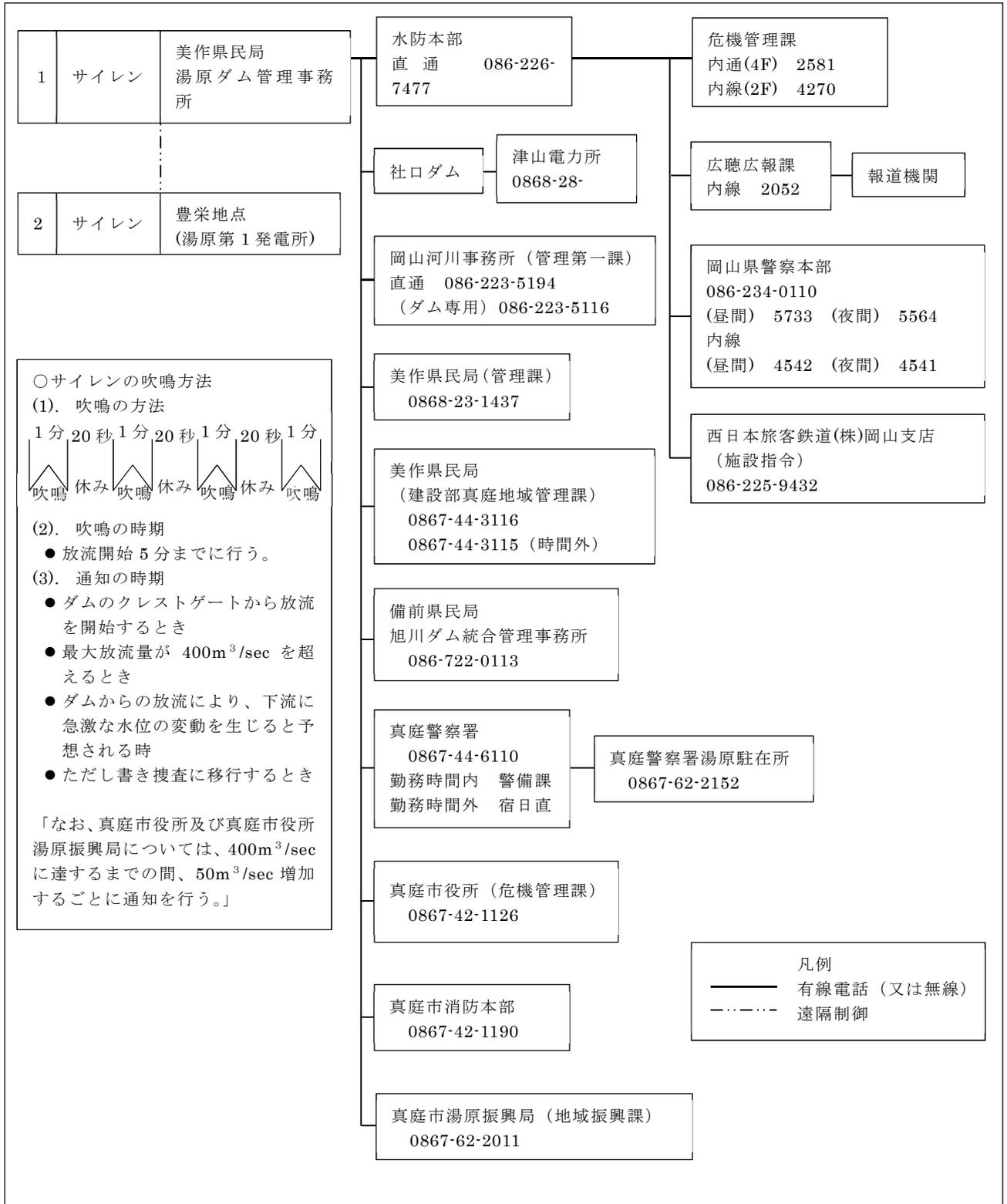
無線機保有状況

真庭ひかりネットワークによる情報伝達可能世帯

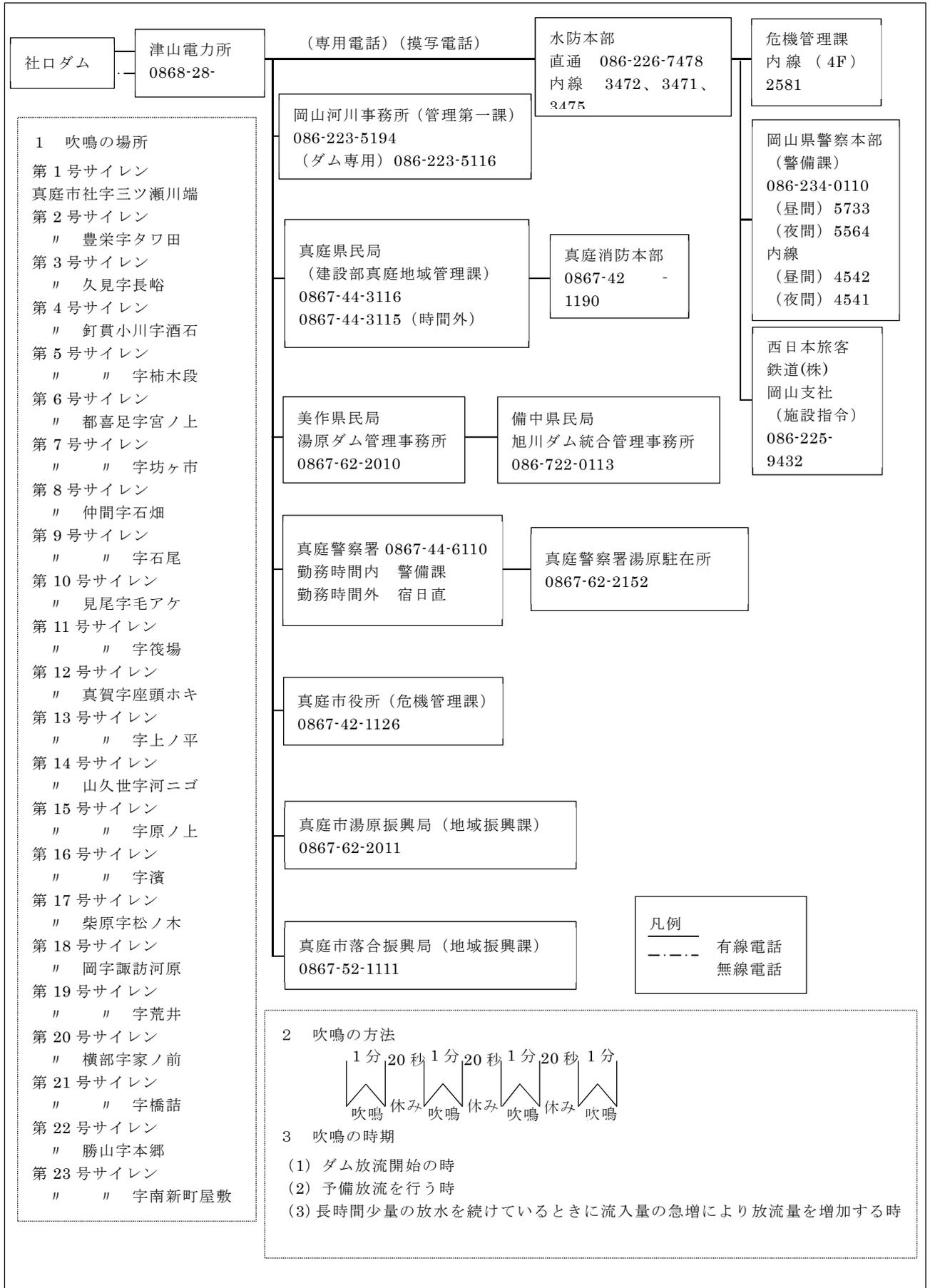
地域	携帯型	
	デジタル	デジタル簡易
北房		25
落合	20	
久世		31
勝山	17	
美甘		15
湯原	23	
蒜山		41
合計	60	112

地域		告知放送	C A T V
公 共 施 設 以 外	北房	1,924	1,555
	落合	4,994	3,509
	久世	3,582	2,989
	勝山	2,926	2,300
	美甘	538	419
	湯原	1,219	742
	蒜山	2,068	1,245
	小計	17,251	12,759
	公共施設	409	178
合計	17,660	12,937	
総世帯数 (H25.9.1 現在)			17,872

【資料 7-6】 湯原ダム放流時通報連絡系統図



# 社口ダム放流時通報連絡系統図



8 救出・避難関係

【資料 8-1】 備蓄資機材

資機材		単位	北房 振興局	落合 振興局	久世 本庁	勝山 振興局	美甘 振興局	湯原 振興局	蒜山 振興局
応急 対策 資機材	鉄 杭	本			10	10		5	
	発電機	台	4	5	3	2	4	2	5
	投光機(三脚)	機	5		2		6	2	4
	コードリール	個	3	10	5	2	11	2	5
	テント (2間×3間)	脚	10	5	10	5	7	1	15
	シート (2間×3間)	枚	5	5	5	10	5	5	15
	担架	台		1	1				
	二連梯子 (6m)	本		1			1	1	2
	トランジスタメガホン	個	2	0	3	1	1	2	10
	両つるはし	個		0	2	1	10		0
	かけや	個	1	1	2	2	1	1	3
	大ハンマー (4.5kg)	個		0	2	0	1		1
	チェーンソー	個	1	1	0	1	2	1	3
	大バール (90 cm)	本	1	0	2	0	2		0
	油圧爪付きジャッキ	個		0	1	0			0
	スコップ	個	6	5	15	5	4	5	25
	一輪車	台	1	0	1	2	1	1	4
	ガソリン・オイル混合容器	個	1	0	1	0	1		5
	ガソリン携行缶	個	1	1	1	1	2	1	3
	土のう袋	袋	3,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	1,200
つるはし	個			1				2	
リアカー	台			0		1		0	
生活 用資 機材	毛 布	枚	50	150	120	50	33	31	10
	懐中電灯	個	2	10	10	5	11	3	12
	電 池	個	20	20	100	100	50	20	130
	アルミブランケット	枚	50	500	50	50	50	50	50
	エアマット	個	50	500	50	50	50	50	50
	ロールマット (20m/本)	本	12	28	21	16	4	6	13
	段ボール間仕切(1.8m×1.8m)	式	20	50	50	40	10	10	20
	簡易トイレ (排便袋)	個			7,000				
	簡易トイレ (便座・テント)	式			100				
	炊き出し用大釜	個			4				
炊き出し用大釜台	個			4					

【資料 8-2】指定緊急避難場所・指定避難所（施設）

連番	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	使用可能区分		収容可能面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)
						洪水	土砂		
1	●		別所コミュニティハウス	真庭市蒜山別所310-1	-	○	○	108	32
2	●		大原コミュニティハウス	真庭市蒜山別所4-222	-	○	○	36	10
3	●		吉田公民館	真庭市蒜山吉田343-10	745-4886※	○	○	49	14
4	●		津黒コミュニティハウス	真庭市蒜山下和1167-4	-	○	○	36	10
5	●		野辺コミュニティハウス	真庭市蒜山下和1492-2	-	○	○	36	10
6	●		一の茅コミュニティハウス	真庭市蒜山下和2416-1	-	○	○	36	10
7	●		下鍛冶屋コミュニティハウス	真庭市蒜山下和1894-3	-	○	○	36	10
8	●		荒井コミュニティハウス	真庭市蒜山下和2713-6	-	○	○	36	10
9	●		初和コミュニティハウス	真庭市蒜山初和202-1	767-2020※	○	○	50	15
10	●		富先コミュニティハウス	真庭市蒜山中福田145-26	-	○	○	68	20
11	●		原コミュニティハウス	真庭市蒜山中福田356-5	-	○	○	68	20
12	●		日ノ爪コミュニティハウス	真庭市蒜山中福田794	-	○	○	47	14
13	●		富掛田多目的研修集会施設	真庭市蒜山富掛田156-2	766-4019※	○	○	54	16
14	●		富掛田前多目的研修集会施設	真庭市蒜山富掛田262-3	745-4894※	○	○	48	14
15	●		共和多目的集会施設	真庭市蒜山富山根694-288	-	○	○	36	10
16	●		千町公会堂	真庭市蒜山下福田1113-1	-	○	○	50	15
17	●		下井川多目的研修集会施設	真庭市蒜山下福田823	-	○	○	54	16
18	●		上中井川公会堂	真庭市蒜山下福田320	-	○	○	57	17
19	●		井川栄多目的共同化施設	真庭市蒜山上長田4-46	-	○	○	36	10
20	●		中島多目的研修集会施設	真庭市蒜山上長田256-2	-	○	○	54	16
21	●		洲ノ上コミュニティハウス	真庭市蒜山上長田454-1	745-4804※	○	○	48	14
22	●		道目木公会堂	真庭市蒜山上長田1280-2	-	○	○	97	29
23	●		花園コミュニティハウス	真庭市蒜山上長田1887-1	-	○	○	68	20
24	●		花園下公会堂	真庭市蒜山下長田779-5	-	○	○	43	13
25	●		宇田公会堂	真庭市蒜山上長田1095-4	-	○	○	36	10
26	●		宮城多目的生活共同施設	真庭市蒜山上長田1695-224	-	○	○	32	9
27	●		西原コミュニティハウス	真庭市蒜山下長田855-6	766-4125※	○	○	123	37
28	●		上在所公会堂	真庭市蒜山下長田1209-2	-	○	○	54	16
29	●		東集会所	真庭市蒜山下長田30-55	-	○	○	36	10
30	●		吉森公会堂	真庭市蒜山上長田486	-	○	○	106	32
31	●		大森公会堂	真庭市蒜山東茅部1954-1	-	○	○	75	22
32	●		粟住公会堂	真庭市蒜山東茅部1069-1	745-4812※	○	○	72	21
33	●		茅部野東集会所	真庭市蒜山東茅部721-5	-	○	○	39	12
34	●		黒岩コミュニティハウス	真庭市蒜山東茅部734-6	766-5656※	○	○	54	16
35	●		桜ヶ丘コミュニティハウス	真庭市蒜山東茅部712-585	745-4814※	○	○	54	16
36	●		笠木集落集会施設	真庭市蒜山西茅部298-18	-	○	○	36	10
37	●		才東集会所	真庭市蒜山西茅部398	-	○	○	126	38
38	●		茅部野西部落多目的共同施設	真庭市蒜山西茅部444-41	-	○	○	67	20
39	●		五反田集会所	真庭市蒜山西茅部1065-5	745-4817※	○	○	75	22
40	●		郷原公会堂	真庭市蒜山西茅部1392-2	-	○	○	54	16
41	●		本茅部公会堂	真庭市蒜山本茅部185	0867-66-2188	○	○	41	12
42	●		白髪公会堂	真庭市蒜山上徳山361-2	-	○	○	43	13
43	●		山根田中別所多目的共同化施設	真庭市蒜山上徳山549-3	-	○	○	36	10
44	●		天王中曾公会堂	真庭市蒜山本茅部11-8	745-4820※	○	○	99	30
45	●		徳山神社	真庭市蒜山上徳山805	-	○	×	28	8
46	●		延助コミュニティハウス	真庭市蒜山上徳山1016-3	-	○	○	70	21
47	●		中原集落集会施設	真庭市蒜山上徳山1479-13	745-4876※	○	○	58	17
48	●		宗利公会堂	真庭市蒜山下徳山337	745-4821※	○	○	71	21
49	●		徳山公会堂	真庭市蒜山下徳山197-8	745-8413※	○	○	64	19
50	●		苗代公会堂	真庭市蒜山下徳山715-2	-	○	○	43	13
51	●		正富集落集会所	真庭市蒜山上福田269-7	-	○	○	36	10
52	●		堂の前公会堂	真庭市蒜山上福田729-4	745-4824※	○	○	48	14
53	●		湯船公会堂	真庭市蒜山湯船434-1	745-4825※	○	○	64	19
54	●		黒住教上長田中教会所	真庭市蒜山上長田567-14	0867-66-3088	○	○	49	14
55	●	●	中和保健センターあじさい	真庭市蒜山下和1801	0867-67-7770	○	○	264	80
56	●	●	勝山高等学校蒜山校地	真庭市蒜山上長田4-143	0867-66-2016	○	○	1019	308
57	●	●	八束コミュニティセンター	真庭市蒜山富山根152-2	0867-66-3149	○	○	311	94
58	●	●	蒜山高原スポーツ公園（青少年研修センター）	真庭市蒜山上長田2300-1	0867-66-4160	○	○	186	56
59	●	●	蒜山高原スポーツ公園（体育館）	真庭市蒜山上長田2300-1	0867-66-2155	○	○	701	212
60	●	●	川上小学校	真庭市蒜山上福田890-17	0867-66-7045	○	○	730	221

連番	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	使用可能区分		収容可能面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)
						洪水	土砂		
61	●	●	川上コミュニティセンター	真庭市蒜山上福田425-1	-	○	○	268	81
62	●	●	蒜山中学校	真庭市蒜山下福田468	0867-66-2022	○	○	536	162
63	●	●	八束老人福祉センター	真庭市蒜山富山根154-1	0867-66-4122	○	○	223	67
64	●	●	中和デイサービスセンター	真庭市蒜山下和1801	67-2757	○	○	250	75
65	●		湯本コミュニティハウス	真庭市湯原温泉143-2	-	○	×	90	27
66	●		見明戸コミュニティハウス	真庭市見明戸895-2	0867-62-3646	○	×	153	46
67	●		見明戸六多目的集会所	真庭市見明戸1202-6	-	○	×	357	108
68	●		福井集会所	真庭市見明戸1789-1	-	○	×	254	76
69	●		社コミュニティハウス	真庭市社651	-	○	×	132	40
70	●		久見コミュニティハウス	真庭市久見90-16	745-4844※	○	○	114	34
71	●		禾津コミュニティハウス	真庭市禾津304-2	-	○	○	84	25
72	●		田羽根多目的研修集会所	真庭市田羽根429-1	0867-62-3679	○	×	64	19
73	●		粟谷多目的研修集会所	真庭市粟谷673-2	-	○	○	92	27
74	●		藤森多目的研修集会所	真庭市藤森94-4	-	○	○	68	20
75	●		本庄多目的研修集会所	真庭市本庄1319-1	745-4979※	○	×	108	32
76	●		釘貫小川多目的研修集会所	真庭市釘貫小川450-1	-	○	○	105	31
77	●		下湯原公民館	真庭市下湯原353-1	-	○	○	486	147
78	●		湯原公民館豊栄分館	真庭市豊栄946-1	-	○	○	150	45
79	●		本谷多目的生活協同施設	真庭市社1319	-	○	×	432	130
80	●		牧原多目的研修集会所	真庭市社1938	762-4843※	○	×	50	15
81	●		橋谷集会所	真庭市禾津492	-	○	○	29	8
82	●		種集落農事集会所	真庭市種1790-4	-	○	○	72	21
83	●		三倉多目的集会所	真庭市種652-2	-	○	○	29	8
84	●		三野瀬多目的研修集会所	真庭市種826-6	-	○	○	58	17
85	●		河面大杉集会所	真庭市粟谷911-3	745-4854※	○	○	22	6
86	●		杉成集会所	真庭市粟谷1081	-	○	×	18	5
87	●		牧(まき)集会所	真庭市仲間1607-1	-	○	○	29	8
88	●		都喜足(つぎたる)公民館	真庭市都喜足150-1	-	○	×	22	6
89	●		羽部(はぶ)生活家事共同施設	真庭市豊栄240-5	-	○	×	32	9
90	●		茅森(かやもり)共同作業所	真庭市豊栄889-5	-	○	○	38	11
91	●	●	湯原ふれあいセンター	真庭市豊栄1515	0867-62-2011	○	×	507	153
92	●	●	湯原小学校	真庭市久見70	0867-62-2504	○	○	404	122
93	●	●	湯原中学校	真庭市久見105	0867-62-2411	○	○	1040	315
94	●	●	旧二川小学校	真庭市種966	0867-65-2007	○	○	385	116
95	●	●	湯原クライミングセンター	真庭市禾津164	0867-62-3649	○	○	475	143
96	●	●	湯原健康増進センター	真庭市粟谷81-1	0867-65-2001	○	○	540	163
97	●		みどりふれあい会館	真庭市美甘3883-1	-	○	○	356	107
98	●		福寿荘	真庭市美甘448	-	○	○	77	23
99	●		山路集会所	真庭市美甘1632-3	-	○	×	31	9
100	●		羽仁地区コミュニティハウス	真庭市美甘1964-1	745-4827※	○	×	54	16
101	●		平島地区コミュニティハウス	真庭市美甘2511-1	745-4829※	○	×	63	19
102	●		野尾集会所	真庭市美甘2312-2	-	○	×	28	8
103	●		河田集会所	真庭市美甘1143	-	○	○	32	9
104	●		宇南寺	真庭市美甘1278	-	○	○		
105	●		竹元寺	真庭市美甘4059	-	○	○		
106	●		当政コミュニティセンター	真庭市美甘3451-1	745-4830※	○	○	48	14
107	●		只常集会所	真庭市美甘319	-	○	○	28	8
108	●		鉄山地区コミュニティハウス	真庭市鉄山379	745-4877※	○	○	105	32
109	●		篠原多目的集会所	真庭市鉄山1710-3	-	○	○	56	17
110	●		峪集会所	真庭市鉄山1377-4	745-4836※	○	○	36	10
111	●		中村集会所	真庭市鉄山752-4	-	○	○	28	8
112	●		日名集会所	真庭市黒田383-1	745-4909※	○	○	32	9
113	●		打火谷集会所	真庭市田口1196	-	○	×	28	8
114	●		太井ノ坂集会所	真庭市田口1479-1	-	○	○	36	10
115	●		湯谷集会所	真庭市田口943	-	○	×	28	8
116	●		田口地区コミュニティハウス	真庭市田口363-1	-	○	×	45	13
117	●	●	美甘小学校	真庭市美甘4021-4	0867-56-2002	○	×	304	92
118	●	●	美甘健康増進施設	真庭市美甘3888-6	745-6935※	○	○	940	285
119	●	●	美甘振興局	真庭市美甘4134	0867-56-2611	○	×	100	30
120	●		新建コミュニティハウス	真庭市勝山447-2	-	○	○	99	30

連番	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	使用可能区分		収容可能面積 (m)	推定収容人数 (1坪/人)
						洪水	土砂		
121	●		西町コミュニティハウス	真庭市本郷1865-9	0867-44-2221	○	○	54	16
122	●		江川コミュニティセンター	真庭市江川858-3	0867-44-3266	○	○	75	22
123	●		荒田コミュニティセンター	真庭市荒田386	0867-44-2439	○	×	88	26
124	●		星山コミュニティセンター	真庭市星山688-1	0867-44-4837	○	×	57	17
125	●		城北コミュニティセンター	真庭市柴原416-2	0867-44-5540	×	×	149	45
126	●		山久世コミュニティハウス	真庭市山久世1833-16	0867-44-3854	○	×	91	27
127	●		東部集会所	真庭市山久世564-5	-	○	○	28	8
128	●		勝山月田公民館	真庭市月田6838-1	0867-44-2426	○	○	264	80
129	●		月田コミュニティハウス	真庭市月田2007-1	-	○	○	54	16
130	●		覚正山不動寺	真庭市後谷畝1179	0867-44-3934	○	○	43	13
131	●		一宮神社	真庭市横部117	-	○	○	79	23
132	●		福谷コミュニティハウス	真庭市福谷1136-1	0867-44-2716	○	×	59	18
133	●		高田山上多目的集会所	真庭市高田山上1044-1	0867-46-2220	○	○	63	19
134	●		上多目的集会所	真庭市上1461	-	○	○	69	20
135	●		本郷コミュニティハウス	真庭市本郷100-40	0867-44-5320	○	○	59	18
136	●		組コミュニティハウス	真庭市組35-26	-	○	×	74	22
137	●		真庭市高齢者福祉のむらづくり拠点施設	真庭市上3414-2	-	○	○	48	14
138	●		勝山運動公園	真庭市福谷1192	0867-44-2011	○	×	30	9
139	●		高応神社	真庭市江川929	-	○	○	31	9
140	●		谷山集会所	真庭市江川621	-	○	×	32	9
141	●		見尾公民館	真庭市見尾157	-	○	×	50	15
142	●		清谷公民館	真庭市清谷667-1	-	○	×	36	11
143	●		手の尾合の坪集会所	真庭市月田本371-1	-	○	○	28	8
144	●		手谷多目的生活協同施設	真庭市月田2826-5	-	○	○	44	13
145	●		重則集会所	真庭市荒田816	-	○	○	46	14
146	●		勝山富原公民館	真庭市若代343-8	0867-46-2001	○	○	264	80
147	●		西町五組集会所	真庭市本郷1939-1	-	○	○	33	10
148	●		三田神社	真庭市三田121-2	-	○	○	46	14
149	●		三堂公会堂	真庭市月田7885-1	0867-44-4218	○	○	69	21
150	●	●	神代コミュニティセンター	真庭市神代913-1	0867-44-2719	○	○	392	118
151	●	●	月田小学校	真庭市月田5606-2	0867-44-2409	○	○	442	133
152	●	●	富原小学校	真庭市若代1948	0867-46-2004	○	○	416	126
153	●	●	勝山文化センター	真庭市勝山319	0867-44-2011	○	○	1982	600
154	●	●	真庭市農業構造改善センター (高山地区農業構造改善センター)	真庭市古呂々尾中1412-3	-	○	×	426	129
155	●	●	勝山小学校	真庭市本郷1801	0867-44-3141	○	○	553	167
156	●	●	勝山中学校	真庭市三田190	0867-44-3135	○	○	952	288
157	●	●	勝山高校	真庭市勝山481	0867-44-2628	○	○	1429	433
158	●	●	勝山ごども園	真庭市勝山628-1	0867-44-2226	○	○	680	206
159	●		北町コミュニティハウス	真庭市久世281-1	-	○	○	112	33
160	●		上町早川町公民館	真庭市久世2516-1	-	○	○	52	15
161	●		寿和公民館	真庭市草加部2150-1	-	○	×	72	21
162	●		高瀬公民館	真庭市惣129-18	-	○	○	60	18
163	●		富尾公民館	真庭市富尾389-6	745-6981※	○	×	124	37
164	●		上口コミュニティハウス	真庭市目木1724-1	0867-42-3629	○	○	69	20
165	●		中原神社	真庭市中原302	-	○	○	30	9
166	●		多田中公民館	真庭市多田381-18	-	○	○	70	21
167	●		上野ガレキ処分場	真庭市榎東1379-18	0867-42-4701	○	○	12	3
168	●		善住寺	真庭市榎東1362	0867-42-2739	○	○	90	27
169	●		金屋明親館	真庭市台金屋115	-	○	○	86	26
170	●		富尾下集会所	真庭市富尾433-1	-	○	×	36	10
171	●		定池・松ヶ瀬公民館	真庭市榎西3685	-	○	○	52	15
172	●	●	草加部コミュニティセンター	真庭市草加部1007-2	0867-42-5638	×	○	103	31
173	●	●	久世体育館	真庭市久世266-2	0867-42-1177	○	○	977	296
174	●	●	遷喬小学校	真庭市久世100	0867-42-0033	○	○	843	255
175	●	●	久世公民館	真庭市久世2932-5	0867-42-1116	○	○	590	178
176	●	●	草加部小学校	真庭市草加部538	0867-42-0822	×	○	421	127
177	●	●	西口農業構造改善センター	真庭市目木1555-4	-	○	○	92	27
178	●	●	米来小学校	真庭市目木1804	0867-42-0341	○	○	558	169
179	●	●	久世中学校	真庭市台金屋202	0867-42-0635	○	○	1478	447
180	●	●	榎東生活改善センター	真庭市榎東1354-2	-	○	○	32	9

連番	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	使用可能区分		収容可能面積(m <sup>2</sup> )	推定収容人数(1坪/人)
						洪水	土砂		
181	●	●	櫻邑小学校	真庭市櫻西3510	0867-42-0482	○	○	383	116
182	●	●	余野小学校	真庭市余野下475	0867-42-0729	○	×	532	161
183	●	●	産業学習館	真庭市三阪1130-22	0867-42-4121	○	○	372	112
184	●	●	西口西公民館	真庭市目木1285	-	○	○	40	12
185	●	●	全農岡山県本部家畜市場	真庭市草加部1810	0867-42-5333	○	○	214	64
186	●	●	久世エスパセンター	真庭市鍋屋17-1	0867-42-7000	○	○	1078	326
187	●	●	真庭高校久世校地	真庭市中島143	0867-42-0625	×	○	1899	575
188	●		高の巣多目的集会所	真庭市田原山上331-3	-	○	○	28	8
189	●		土井谷ふれあいの家	真庭市下河内2597-1	-	○	○	32	9
190	●		久保谷多目的生活共同施設(ふれあいの園木かけ)	真庭市下河内1684-5	-	○	×	32	9
191	●		西谷公会堂	真庭市上河内3793-1	-	○	○	54	16
192	●		千里集会所	真庭市関4152-3	-	○	○	25	7
193	●		しらうめ団地集会所	真庭市上市瀬1050-96	-	○	○	32	9
194	●		上山コミュニティハウス(デイサービス)	真庭市上山354-1	-	○	○	64	19
195	●		正光寺	真庭市関1237-1	-	○	○	36	10
196	●		北野多目的集会所	真庭市田原山上2039-3	-	○	○	28	8
197	●		醍醐桜休憩所	真庭市別所2168	745-6954※	○	○	25	7
198	●		日野上八幡神社	真庭市日野上3044	-	○	○	43	13
199	●		栗村集会所	真庭市別所1342-3	-	○	○	21	6
200	●		市村部落集会所	真庭市別所703-7	-	○	○	28	8
201	●		中倉集会所	真庭市別所4663	-	○	○	28	8
202	●		千束集会所	真庭市佐引805-1	-	○	×	21	6
203	●		大谷小宗集会所	真庭市日野上407-3	-	○	×	18	5
204	●		坂元公会堂	真庭市木山500	-	○	○	36	10
205	●		深町公会堂	真庭市木山171	-	○	×	36	10
206	●		畝公会堂	真庭市下方1430	-	○	○	36	10
207	●		越谷公会堂	真庭市下方154-1	-	○	○	14	4
208	●		井手伊倉集会所	真庭市下方328	-	○	○	28	8
209	●		築瀬公会堂	真庭市下方546	-	×	○	24	7
210	●		築瀬ふれあいの館	真庭市下方1290-3	-	○	○	36	10
211	●		元定公民館	真庭市上河内2341-4	-	○	○	48	14
212	●		木山寺	真庭市木山1212	-	○	○		30
213	●		法泉寺	真庭市下見275	-	○	○	39	12
214	●		下見集会所	真庭市下見168-4	-	○	×		
215	●		公害観測所	真庭市法界寺667-1	-	×	○		
216	●		法界寺コミュニティハウス	真庭市法界寺412-1	-	×	○	129	39
217	●		金崎集会所	真庭市古見102-1	-	○	○	64	19
218	●		安行集会所	真庭市上河内416	-	○	○	77	23
219	●		せせらぎの家	真庭市上河内4421-5	-	○	×	24	7
220	●		栗原コミュニティハウス	真庭市栗原1427-1	-	○	×	351	106
221	●		郡多目的集会所	真庭市鹿田1717-6	-	○	○	62	18
222	●		平公会堂	真庭市鹿田1376-2	-	○	○	47	15
223	●		杉山公会堂	真庭市杉山476	-	○	×	33	10
224	●		古風呂集会所	真庭市日名78	-	○	×	34	10
225	●		真庭高等学校落合校地	真庭市落合垂水488-1	0867-52-0056	○	×	1295	392
226	●		天津老人いこいの家	真庭市日名41-2	-	○	○	126	38
227	●		旧落合ひまわり保育園	真庭市福田265	0867-52-0040	○	○	245	74
228	●		仏土寺	真庭市落合垂水1152	0867-52-0752	○	×	137	41
229	●		善福寺	真庭市日名51	0867-42-1215	○	○	108	32
230	●		吉八幡神社	真庭市吉3796	-	○	○	37	11
231	●		法福寺	真庭市吉3945	0867-52-3004	○	○	90	27
232	●		普門寺	真庭市田原山上2127	0867-52-0739	○	○	90	27
233	●		万福寺	真庭市上山356	0867-52-2853	○	○	75	22
234	●		木山子ども園	真庭市下方1364-4	0867-52-0196	○	○	320	96
235	●		鹿田八幡神社	真庭市鹿田1537	0867-52-3844	○	○	28	8
236	●		勇山寺	真庭市鹿田482	0867-52-0454	○	○	82	25
237	●		焼芝コミュニティハウス	真庭市栗原1781-5	-	○	○	100	30
238	●		美川子ども園	真庭市栗原780-2	0867-54-0123	○	×	730	221
239	●		栗原神社	真庭市栗原1032	0867-54-0136	○	○	25	7
240	●		大宮神社	真庭市関1981	-	○	○	22	6

連番	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	使用可能区分		収容可能面積 (m)	推定収容人数 (1坪/人)
						洪水	土砂		
241	●		瑞祥寺	真庭市栗原1540	-	○	○	40	12
242	●		熊野神社	真庭市上河内3434-1	0867-55-2101	○	○	58	17
243	●		下河内神社	真庭市下河内851	-	○	○	54	16
244	●		円融寺	真庭市上河内3457	0867-55-2301	○	○	120	36
245	●		上河内コミュニティハウス	真庭市上河内1091	-	○	○	78	23
246	●		祥雲寺 (本堂・庫裏含む)	真庭市下河内2579	0867-55-2618	○	○	116	35
247	●		古見八幡神社	真庭市古見1397	0867-42-3079	○	○	52	15
248	●		西河内コミュニティハウス	真庭市西河内877	-	○	○	95	29
249	●		落合老人福祉センター	真庭市下市瀬558-1	0867-52-3544	○	○	317	96
250	●		落合小学校	真庭市落合垂水607-2	-	○	×	1000	303
251	●		開田コミュニティハウス	真庭市開田195-2	-	○	×	91	27
252	●		福田コミュニティハウス	真庭市福田200-2	-	○	○	46	14
253	●		津田コミュニティハウス	真庭市旦土635-3	-	○	×	111	33
254	●		田原山上集会所	真庭市田原山上4626	-	○	○	91	27
255	●		落合人権福祉センター	真庭市下方1732	0867-52-3564	○	○	219	66
256	●		中河内コミュニティハウス	真庭市中河内1143-14	-	○	○	93	28
257	●		平松公会堂 (平松デイサービスホーム)	真庭市平松103-2	-	×	○	56	16
258	●		落合ふれあいの館	真庭市古見1712-1	-	○	○	109	33
259	●		田原八幡神社	真庭市田原492	0867-52-3178	○	○	56	17
260	●		西原コミュニティハウス	真庭市西原281-6	-	○	○	141	42
261	●		祖霊社	真庭市法界寺514	-	○	×	15	4
262	●		榎原神社	真庭市法界寺978	-	○	○	25	7
263	●		上一色公会堂	真庭市一色39	-	○	○	43	13
264	●		一色八幡神社	真庭市一色965	-	○	○	18	5
265	●		くるみの館	真庭市佐引448-3	745-0282※	○	×	80	24
266	●		門前ふれあい会館	真庭市鹿田430-8	-	○	○	32	9
267	●		旧有隣中学校グラウンド	真庭市西原424-1	-	○	○	513	155
268	●		赤野上集会所	真庭市赤野224	-	○	×	36	10
269	●		小原集会所	真庭市赤野791	-	○	×	50	15
270	●		上場下集会所	真庭市西原410-10	-	○	○	38	11
271	●		日名多目的生活共同施設	真庭市下河内569-3	-	○	×	32	9
272	●		岡部落なかよしの園	真庭市下河内753-2	-	○	×	32	9
273	●		峪田公会堂	真庭市下河内2296-2	-	○	×	31	9
274	●		宮の上公会堂	真庭市下河内978-4	-	○	○	36	10
275	●		バル天神ハウス	真庭市落合垂水959	-	○	○	61	18
276	●		垂水が丘集会所	真庭市落合垂水806-6	-	○	×	58	17
277	●		天津神社	真庭市高屋387	-	○	○		
278	●		開田荒神社	真庭市開田258-1	-	○	×		
279	●		高屋多目的生活共同施設	真庭市高屋239-2	-	○	×	49	14
280	●		嬉石集会所	真庭市田原山上4344-4	-	○	○	34	10
281	●		日野上公民館	真庭市日野上1328-2	-	○	×	45	13
282	●		中一色公会堂	真庭市一色668-3	-	○	×	53	16
283	●		下一色公会堂	真庭市一色307-1	-	○	×	48	14
284	●		権現山集会所	真庭市栗原1216	-	○	×	56	16
285	●		鹿峰多目的共同利用施設	真庭市栗原515	-	○	○	128	38
286	●		東谷コミュニティハウス	真庭市上河内3226-1	-	○	○	145	43
287	●		西谷下集会所	真庭市上河内3643-10	-	○	○	25	7
288	●		宿公民館	真庭市上河内3671-1	-	○	○	96	29
289	●		キラタローの館	真庭市上河内1824-3	-	○	○	386	116
290	●		杉谷公会堂	真庭市上河内110-1	-	○	○	52	15
291	●		瑞景寺	真庭市中河内1783-1	-	○	○		
292	●		八幡公民館	真庭市中河内661-3	-	○	○	77	23
293	●		平松神社	真庭市平松156	-	○	○		30
294	●	●	ハイランド落合	真庭市下市瀬586-1	0867-52-5905	○	○	350	106
295	●	●	白梅総合体育館	真庭市下市瀬586-3	0867-52-5905	○	○	2227	675
296	●	●	天の川こども園	真庭市野川797	742-1501	×	○	267	80
297	●	●	天津小学校	真庭市日名20-2	0867-42-2900	○	×	453	137
298	●	●	落合体育館	真庭市落合垂水618	0867-52-3315	○	×	1024	310
299	●	●	旧上田小学校	真庭市田原山上2138	7-52-0739 (普門)	○	○	239	72
300	●	●	木山小学校	真庭市下方1380	0867-52-0306	○	○	450	136

連番	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	使用可能区分		収容可能面積 (㎡)	推定収容人数 (1坪/人)
						洪水	土砂		
301	●	●	木山小学校日野上分校	真庭市日野上1317	0867-52-0732	○	×	350	106
302	●	●	落合中学校	真庭市下方625	0867-52-1105	○	○	1000	303
303	●	●	美川小学校	真庭市栗原720	0867-54-0921	×	○	569	172
304	●	●	河内小学校	真庭市中河内2119-1	0867-55-2640	○	×	560	169
305	●	●	川東小学校	真庭市田原175	0867-52-0173	×	○	434	131
306	●		山田阿弥陀堂	真庭市山田1476	-	○	○	15	5
307	●		上町公会堂	真庭市宮地1528-1	-	○	○	30	10
308	●		野々倉観音堂	真庭市上水田7440-1	-	○	○	14	4
309	●		井尾集荷場	真庭市上水田5457-1	-	○	○	30	10
310	●		原茂公会堂	真庭市阿口3581	-	○	○	40	15
311	●		草谷公会堂	真庭市阿口3063-1	-	○	○	30	10
312	●		下村公会堂	真庭市中下津井426-3	-	○	○	50	15
313	●		旧樽見公会堂	真庭市中下津井2716-1	-	○	○	90	30
314	●		北房楽々デイホーム	真庭市宮地1218-2	-	○	○	74	22
315	●		多和福祉センター	真庭市中上津井1496-1	-	○	○	64	19
316	●		中津井第3老人憩いの家(樽見)	真庭市中下津井2704-3	-	○	○	54	16
317	●		北房ふるさとセンター憩いの家	真庭市下皆部623-1	-	×	○	54	16
318	●		上犬田公会堂	真庭市下皆部1110-3	-	○	○	18	5
319	●		国重老人憩いの家(上水田第3老人憩いの家)	真庭市上水田6259-5	-	○	○	54	16
320	●		上水田第1老人憩いの家	真庭市上水田2288-1	-	○	○	54	16
321	●		英賀憩いの家(上水田第4老人憩いの家)	真庭市上水田4838-1	-	○	○	54	16
322	●		上水田第2老人憩いの家	真庭市上水田8325-3	-	○	○	54	16
323	●		湯川アクチブハウス(水田第3老人憩いの家)	真庭市宮地837-2	-	○	○	36	10
324	●		水田上老人憩いの家(水田第2老人憩いの家)	真庭市五名1918-1	-	○	○	54	16
325	●		實廣荒神社	真庭市宮地1861-1	-	○	○	18	5
326	●		宮地公会堂	真庭市宮地2306-1	-	○	○	54	16
327	●		平田公会堂	真庭市中上津井639-3	-	○	×	20	7
328	●		定公会堂	真庭市中上津井11-2	-	○	○	40	15
329	●		中津井第2老人憩いの家	真庭市中下津井770-2	-	○	○	40	15
330	●		下町公会堂	真庭市中下津井445-2	-	○	○	30	10
331	●		土井公会堂	真庭市中下津井1076	-	○	○	20	7
332	●		北房カントリー倶楽部	真庭市中下津井3933	-	○	○	200	60
333	●		八幡神社	真庭市下皆部1071	-	○	○	60	18
334	●		上合地公会堂	真庭市下皆部2352-1	-	○	×	40	15
335	●		安早公会堂	真庭市下皆部3104-2	-	○	×	20	7
336	●		高鶴部自治会館	真庭市上皆部854	-	○	×	40	15
337	●		上皆部老人憩いの家	真庭市上皆部1413-12	-	○	×	40	15
338	●		境公会堂	真庭市阿口1583-5	-	○	○	100	33
339	●		井尾奥公会堂	真庭市上水田5641-4	-	○	×	30	10
340	●		谷尻集会所	真庭市上水田3911	-	×	○	80	26
341	●		長政公会堂	真庭市上水田3197-1	-	○	○	30	10
342	●		郡神社	真庭市上水田399-1	-	○	○	60	23
343	●		立公会堂	真庭市上水田736-1	-	○	○	40	15
344	●		小松生活改善センター	真庭市上水田913-2	-	○	○	30	10
345	●		菅野公会堂	真庭市上水田7762	-	○	○	20	7
346	●		川崎集会所	真庭市上水田6743-1	-	○	○	30	10
347	●		原公会堂	真庭市宮地1460-1	-	○	○	30	10
348	●		水田老人憩いの家	真庭市山田828-33	-	○	×	40	15
349	●		荒迫公会堂	真庭市山田2025	-	○	×	30	10
350	●		高下山之城公会堂	真庭市五名386	-	○	○	30	10
351	●		大門公会堂	真庭市五名1699	-	○	○	40	15
352	●		興法地公会堂	真庭市五名1515-4	-	○	○	30	10
353	●		平公会堂	真庭市五名1901-5	-	○	○	20	7
354	●	●	北房小学校	真庭市下皆部289	0866-52-5550	○	○	557	168
355	●	●	北房こども園	真庭市下皆部289	0866-52-5800	○	○	176	53
356	●	●	北房文化センター	真庭市上水田3131	0866-52-5220	×	○	2777	841
357	●	●	旧阿口幼稚園	真庭市阿口2390	-	○	○	341	103
358	●	●	北房中学校	真庭市上水田2758	0866-52-2208	×	○	1080	327
359	●	●	北房B&G海洋センター	真庭市中上津井243-2	0866-52-4540	○	○	800	242
360	●	●	旧水田小学校体育館	真庭市宮地1608	-	○	○	866	262
361	●		東真産業株式会社本社	真庭市勝山805	0867-44-2361	○	○	180	54

### 【資料 8-3】福祉避難所

名称	所在地	電話番号	民間施設	推定収容人数 (1坪/人)
蒜山慶光園	真庭市蒜山上福田1201番地23	(0867) 66-4060	●	10
千寿荘	真庭市蒜山上長田28番地1	(0867) 66-3800	●	7
やすらぎ	真庭市下湯原47番地	(0867) 62-7111	●	2
緑風荘	真庭市美甘326番地	(0867) 56-2377	●	4
第二緑風荘	真庭市美甘326番地	(0867) 56-2553	●	3
神庭荘	真庭市組370番地1	(0867) 44-3555	●	30
高瀬ヒルサイドテラス	真庭市中島393番地1	(0867) 42-8086	●	20
ラ・ストーリー・ケイズ (高瀬ヒルサイドテラスⅡ)	真庭市中島380番地1	(0867) 42-5601	●	20
ライラック久世	真庭市久世540番地3	(0867) 42-7550	●	5
檜山荘	真庭市上市瀬384番地2	(0867) 52-1313	●	6
十字園	真庭市下河内2275番地	(0867) 52-2921	●	15
コスモスの園	真庭市五名574番地1	(0866) 52-4771	●	10
花岡荘	真庭市上中津井1071番地1	(0866) 52-2100	●	8

### 【資料 8-4】災害救助法の適用基準

■住家等への被害が生じた場合区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上、15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上、30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上、50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上、100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上、300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

■当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、＜1＞に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ＜2＞に示す数以上であること。

＜1＞

県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上、2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上、3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上	2,500 世帯

＜2＞

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯

5,000人以上、15,000人未満	20世帯
15,000人以上、30,000人未満	25世帯
30,000人以上、50,000人未満	30世帯
50,000人以上、100,000人未満	40世帯
100,000人以上、300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯

- 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上、2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上、3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上	12,000世帯

- 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

【資料 8-5】 災害救助法の内容

救助の種類	対 象	支出費用	費用の限度額	期 間	備 考
収容施設の 供与	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 設置、維持及び管理のための賃金職員等借上費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、光熱水費、仮設便所等の設置費	避難所設置費（基本額） 1人1日当たり 300円以内 （加算額）知事が別に定める額 （10～3月は別に定める額を加算）  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上限を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1.原則として学校、公民館等既存建物を利用する。困難な場合野外に仮小屋を設置し又は天幕の設営により実施する。
	応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	（基準） 1戸当たり 29.7㎡ 2,401,000円以内  同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	災害発生の日から20日以内着工	1.基準面積は、平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2.高齢者等の要援護者等を数人以上収容する施設「福祉仮設住宅」を設置できる。 3.供与期間：最高2年以内
食品の 給与及び 飲料水の 供給	炊出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.全半壊（焼）・流出・床上浸水で炊事できない者 3.住家に被害を受けて一時縁故先等へ避難する必要がある者	主食費、副食費、燃料費等  1人/日 1,010円以内 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。  1日とは3食をもって計算すること。	災害発生の日から7日以内	1.食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 2.被災地から縁故先に一時避難する場合は3日分以内を現物給与することができる。
	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	1.水の購入費 2.給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内

救助の種類		対 象	支出費用	費用の限度額			期 間	備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	1.被服、寝具及び身の回りの品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	1.夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2.支出できる費用は一世帯当たり下表金額の範囲内とする。			災害発生の日から10日以内	1.備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2.現物給付に限る。	
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全 壊・全 焼・流 出	夏季（4月～9月）	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬季（10月～3月）	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊半・焼床上・浸 水	夏季（4月～9月）	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬季（10月～3月）		9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300	
医療及び助産	医療	医療の途を失った者（応急的に処置するものであること）	1.診療 2.薬剤又は治療材料の支給 3.処置、手術その他の治療及び施術 4.病院又は診療所への収容 5.看護	1.救護班による場合 使用した薬材、治療材料、医療器具破損等の実費 2.病院又は診療所による場合 国民健康保健診療報酬の額以内 3.施術者による場合 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	1.患者等の移送費は別途計上する。	
	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1.分娩の介助 2.分娩前後の処置 3.脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1.救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2.助産婦による場合 慣行料金の8割以内			分べんした日から7日以内	1.妊婦等の移送費は別途計上する。	
災害にかかった者の救出		1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取扱う。 2.輸送費、人件費は別途計上する。	

救助の種類	対 象	支出費用	費用の限度額	期 間	備 考	
災害にかかった住宅の応急修理	1.住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者（世帯単位） 2.住家が半壊して大規模な修繕を行わなければ当該住家に居住することが困難と認められる者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最少限度の部分を修理するための原材料費、労務費、材料輸送費及び工事事務費	1世帯当たり 520,000 円以内  現物をもって行う	災害発生の日から1ヶ月以内		
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）又は流出し、災害のため失業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	1.生業費 1件当たり 30,000 円以内 2.就職支度費 1件当たり 15,000 円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 （条件） 貸与期間：2年以内 利子：無利子	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）	1.教科書、教材 教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの 2.文房具 3.通学用品	1.教科書及び教材 実 費 2.文房具及び通学用品 小学校児童 1人 4,100 円以内 中学校生徒 1人 4,400 円以内 高等学校等生徒 1人 4,800 円以内 被害の実情に応じ上記の範囲内において現物をもって行う。	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1.各人ごとに限度額以内とする。 2.入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。	
埋葬	1.災害の際死亡した者 2.実際に埋葬を実施する者に支給	1.棺（附属品を含む） 2.埋葬又は火葬（人件費を含む） 3.骨つぼ及び骨箱	大人（12歳以上） 1体 201,000 円以内 小人（12歳未満） 1体 160,800 円以内	災害発生の日から10日以内	1.原則として、棺又は棺材の現物をもって左記の範囲内で支給する。	
遺体の捜索及び処理	遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	船舶その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1.輸送費、人件費は、別途計上する。 2.災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
	遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理をする。 （埋葬を除く）	1.死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2.一時保存 （ドライアイスの購入費等として、通常の実費の加算可能） 3.検案	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,300 円以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当り 5,000 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	支出費用	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	1.住家が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場、便所等に障害物が運び込まれ、当面の日常生活上支障をきたす場合で、自らの資力をもってしては除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等借上費等	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生日から10日以内	実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる
職員等雇上費 輸送費及び賃金 救助のための輸送費	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.遺体の搜索 6.遺体の処理 7.救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	それぞれの救助の実施が認められている期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 (1人/日)	1.医師及び歯科医師 2.薬剤師 3.保健師、助産師及び看護師 4.土木技術者及び建築技術者 5.大工、左官及びとび職	19,300円以内 14,500円以内 16,300円以内 15,300円以内 14,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める。

【資料 8-6】 運動公園の位置づけ

番号	公園名	震災時の 利用用途	都市 公園	避難所等		ヘリコプター 緊急離着陸候補地	
1	宮芝公園	★				○	グラウンド
2	勝山運動公園	★	○			○	多目的グラウンド
3	真庭やまびこ公園	★	○	産業学習館			
4	やんちゃき広場	★				○	
5	北町公園	★	○	久世体育館			
6	落合総合公園	★	○	白梅総合体育館		○	多目的グラウンド
7			○	ハイランド落合		○	ハイランド落合駐車場
8	北房B&G海洋センター		○	体育館			
9	北房運動公園					○	サブグラウンド
10	蒜山高原スポーツ公園		○	体育館		○	野球場
11			○	青少年研修センター			
12	美甘グラウンド					○	
13	湯原温泉スポーツ公園		○	湯原クライミングセンター		○	
14	中和多目的グラウンド					○	
15	真庭市平成の森					○	グラウンド

# 避難指示等の判断基準

真 庭 市  
令和3年5月

### 1 災害対策本部の設置及び対策の実施

市内で大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるときは、真庭市地域防災計画に基づき、特別警戒本部又は災害対策本部を設置し、市民に対する防災・災害対策情報の伝達及び避難対策を実施する。

### 2 情報の収集と想定される災害及び警戒区域の決定

災害対策本部では、次のような手順で避難情報を発令する。

#### 【避難情報発令手順】



### 3 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

特別警戒本部では、台風や集中豪雨などによって災害が発生するおそれが高まったときや、災害発生後において二次災害を防止する必要があるときは、災害対策基本法や地域防災計画の規定に基づき、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」を発令し、市民へ伝達する。

## 【避難情報の区分】

発令内容	発令時状況	市民に求める状況
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</li> <li>○避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等は危険な場所から避難する必要がある</li> <li>○高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である</li> <li>○本情報は高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</li> <li>○居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である</li> </ul>

#### 4 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令にあたっては、対象とする災害を「河川洪水」と「土砂災害」に区分して、次の基準を参考に発令する。

##### (1)河川洪水

避難指示等は、次の基準を参考に、河川洪水情報、水位情報、今後の気象予報、河川巡視による報告等を総合的に判断して発令する。なお、河川等の氾濫における避難行動は、河川付近を避難路とする場合、計画された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅等の二階への避難を促すことも必要である。

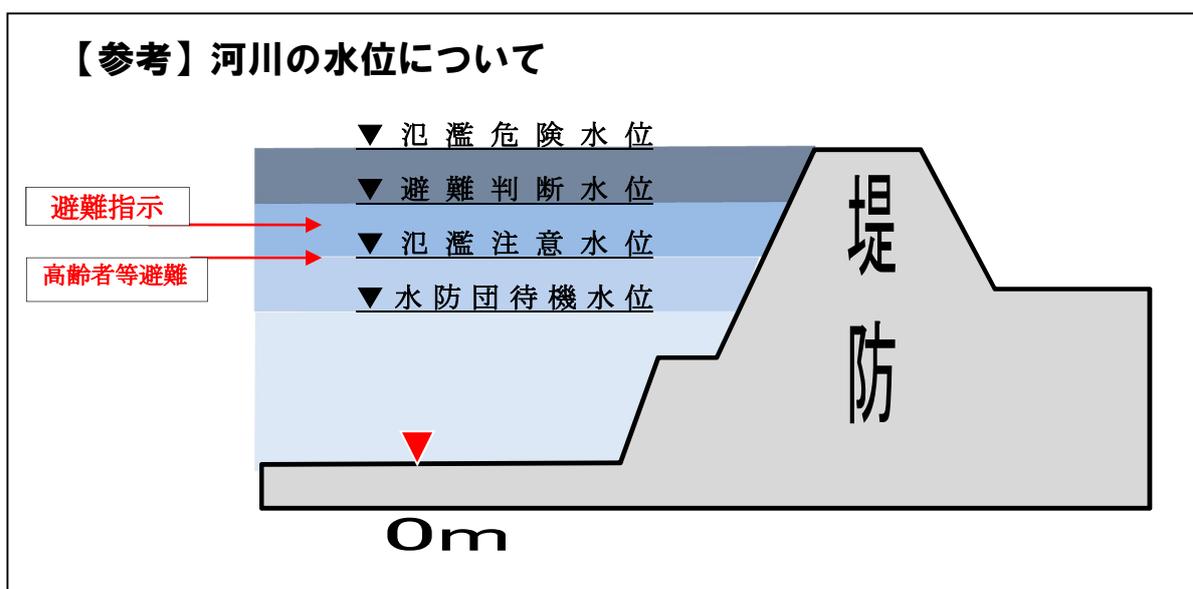
- ①具体的な基準として示す対象河川を旭川、備中川、新庄川、月田川、目木川とする。
- ②水位計設置場所より上流域での増水については、その他の河川の判断基準によるものとする。
- ③避難すべき区域として、旭川、備中川については、原則として河川浸水想定区域とし、新庄川、月田川、目木川、その他の河川については、収集した情報を総合的に判断した結果により、区域を決定する。

区分	旭川 (勝山水位観測所)	旭川 (落合水位観測所)	備中川 (垂水水位観測所)
高齢者等避難	・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき
避難指示	・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(2.90m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき
緊急安全確保	・堤防が決壊する恐れがあるとき ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ・氾濫危険水位に到達したとき	・堤防が決壊する恐れがあるとき ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ・危険水位に到達したとき	・堤防が決壊する恐れがあるとき ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ・危険水位に到達したとき

区分	新庄川(江川)・月田川(月田)・ 目木川(目木)	その他の河川
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫注意水位(2.50m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想されるとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫注意水位(2.50m)以上の状態が続き、河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想されるとき。</li> <li>・河川氾濫の恐れがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流水、上流部の雨量等を確認のうえ、著しい水位の上昇が予想されるとき</li> <li>・河川氾濫の恐れがあるとき</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊する恐れがあるとき</li> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊する恐れがあるとき</li> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</li> </ul>

#### 【湯原ダムの放流】

洪水時に、湯原ダム管理事務所から、ダムの放流について情報があつた場合で、河川の水位や降雨量の予測等により、著しい水位の上昇が予想され、河川氾濫の恐れがある時、避難情報を発令する。



## (2)土砂災害

土砂災害に伴う避難指示等は、次に示す判断基準を基に、実際の状況に応じて発令する。また、判断基準以外にも、台風等による豪雨や暴風の襲来が予想される時は、避難する際に危険性が伴うこともあるため、溪流・斜面の状況や気象情報など総合的に判断しながら、早期に発令する。

区分	発令の判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害の前兆現象(湧水、地下水の濁り等)を発見したとき</li> <li>・断続的な豪雨が続き「大雨警報(土砂災害)」が発表されたとき</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と認めたとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき</li> <li>・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき</li> <li>・「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害危険度がレベル3以上に達したとき</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と認めたとき</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別警報」が発表されたとき</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害の前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の発生など)を発見したとき</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と認めたとき</li> </ul>

## 【参考】土砂災害に関する情報

土砂災害警戒情報	<p>降雨による土砂災害発生危険度が高まったときに市町村長が避難指示を発令する際の判断や、自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報</p> <p>テレビ・ラジオや告知放送のほか、気象庁ホームページ、各都道府県の砂防部局などのホームページなどでも確認できます。</p>
土砂災害危険度情報	<p>土砂災害警戒情報を補完する情報。県内を5kmメッシュに分けて、雨による土砂災害の危険度を4段階のレベルで表示するもの。</p> <p>なお、行政向けには、岡山県総合防災情報システムにより1kmメッシュでの情報を提供している。</p>

## 5 避難情報及び防災情報の伝達

災害対策本部が、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した時は、市の広報車、告知放送などから緊急情報として速報する。

## 6 避難指示等に伴う伝達情報の内容

災害対策本部が、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した時は、区分に応じて、次のような内容により、市民に対して避難情報を発表する。

区分	広報する内容(例)
高齢者等避難	<p>こちらは真庭市災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、氾濫の恐れがあるため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>「△△地区」のお年寄りの方など、避難に時間がかかる人は、安全な場所に避難してください。そのほかの人も避難の準備を始めてください。</p>
避難指示	<p>こちらは真庭市災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、氾濫の恐れがあるため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「避難指示」を発令しました。</p> <p>「△△地区」の人は、全員、できるだけ早く避難施設や近くの安全な場所に避難してください。</p>
緊急安全確保	<p>こちらは真庭市災害対策本部です。□□□□に伴う大雨により、◇◇川の水位が上昇し、大変危険な状態となったため、〇〇時〇〇分、△△地区に対して「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>「△△地区」の人は、全員、直ちに、避難施設や近くの安全な場所に避難するよう指示します。</p>

## 9 医療関係

### 【資料9-1】医師会

名称	所在地	電話番号
岡山県医師会	岡山市中区古京町 1-1-10-602	086-272-3225
真庭市医師会	真庭市勝山 667	0867-44-2119

### 【資料9-2】市内病院

#### ■病院・診療所

名称	所在地	電話番号	診療科目
さくもとクリニック	真庭市上水田 3804-1	0866-52-4833	内・消・外・肛・リハ
さとう医院	真庭市下砦部 452	0866-52-9898	外・整
廣恵医院	真庭市下中津井 773-9	0866-52-5020	内・外
外科牧原医院	真庭市宮地 1481-1	0866-52-2469	胃・外・整・肛
吉弘クリニック	真庭市山田 1937	0866-52-2704	内・小・耳
落合病院 (地域災害医療センター)	真庭市落合垂水 251	0867-52-1133	内・小・外・整・脳・ 皮・泌・産・眼・耳・ リハ・放・麻
金田病院	真庭市西原 63	0867-52-1191	内・神・呼・消・循・ リウ・外・整・脳・心 臓・泌・肛・婦・眼・ リハ・放・麻・糖・ 腎・血液・乳腺
河本医院	真庭市下河内 314-2	0867-55-2121	内・循・外・泌・リ ハ・放
向陽台病院	真庭市上市瀬 368	0867-52-0131	精・老年精・心療
杉江医院	真庭市下方 583-1	0867-52-3456	内・消・循・リウ・ 小・外・整・皮
高田医院	真庭市福田 278	0867-52-2233	消・外・肛
たけばやし眼科	真庭市中 444-7	0867-42-0085	眼
本山医院	真庭市下方 1226-1	0867-52-1551	内・小・眼・放
イケヤ医院	真庭市久世 2926-3	0867-42-0122	内・消・小・リハ
岸本整形外科医院	真庭市久世 2829	0867-42-0495	リウ・整・リハ
杉山内科循環器科医院	真庭市久世 2518	0867-42-5012	内・循・呼・消
中山病院	真庭市久世 2508	0867-42-0371	内・外・整・脳・眼・ 糖
福島医院	真庭市多田 33-1	0867-42-3377	耳
前原医院	真庭市中島 392-3	0867-42-5267	内・外・泌・リハ
まつうら医院	真庭市久世 2433-1	0867-42-5686	内・小・整・脳・眼・ リハ

名称	所在地	電話番号	診療科目
松坂内科医院	真庭市久世 2873	0867-42-3300	内・小・放
まにわ整形外科クリニック	真庭市目木 1885-1	0867-42-7300	内・整・形・美・皮
勝山病院	真庭市本郷 1819	0867-44-3161	内・呼・消・ア・外・ 整・形・肛・眼・リ ハ・麻・糖脳・老年
近藤病院	真庭市勝山 1070	0867-44-2671	内・呼・循・消・外・ 整・脳・皮・肛・リ ハ・麻・糖
中井医院	真庭市月田 6858	0867-44-4848	内
宮島医院	真庭市月田 6840	0867-44-2403	内・小
米田内科医院	真庭市勝山 96	0867-44-2132	内・小
片岡医院	真庭市禾津 172-4	0867-62-3400	内・小
湯原温泉病院	真庭市下湯原 56	0867-62-2221	内・神・呼・消・循・ アレ・リウ・外・整・ 脳・皮・肛・婦・リ ハ・放
石賀医院	真庭市蒜山中福田 260	0867-66-3041	内・小
遠藤クリニック	真庭市蒜山上福田 694	0867-66-3002	内・呼・循・消
谷田医院	真庭市蒜山中福田 299	0867-66-3616	内・外・整

■ 歯科医院

名称	電話番号	所在地
杉山歯科医院	0866-52-4618	真庭市宮地 1336-4
本多歯科医院	0866-52-3355	真庭市上水田 3826-1
よこうえ歯科医院	0866-52-4462	真庭市下砦部 22-2
飯田歯科医院	0867-52-3066	真庭市下方 577-2
ちはる歯科矯正歯科	0867-52-0777	真庭市落合垂水 250-2
藤本歯科医院	0867-52-1311	真庭市向津矢 400-3
牧野歯科医院	0867-52-2356	真庭市福田 355-63
薬師寺和男歯科医院	0867-52-0235	真庭市落合垂水 86
薬師寺厚夫歯科医院	0867-52-0239	真庭市落合垂水 189
池元歯科医院	0867-42-4855	真庭市富尾 97-10
木浦歯科医院	0867-42-0196	真庭市目木 530
原歯科医院	0867-42-1086	真庭市久世 58-1
ふくしま歯科医院	0867-42-8020	真庭市久世 2508-1
むとう歯科	0867-42-6104	真庭市久世 2618-1
飯田歯科医院	0867-44-2048	真庭市勝山 243
飯田歯科医院	0867-44-2331	真庭市勝山 303
岩井歯科医院	0867-44-3300	真庭市三田 100
宮島歯科医院	0867-44-2418	真庭市月田 7313-5
吉田歯科医院	0867-62-2141	真庭市豊栄 992-2
大国歯科医院	0867-66-4488	真庭市蒜山上福田 690-3
西尾歯科医院	0867-66-7177	真庭市蒜山中福田 205

### 【資料 9-3】 保存血液

#### ■ 供給機関

名称	電話番号	所在地	取扱製剤
岡山県赤十字血液センター	086-255-1211	岡山市北区いずみ町 3-36	全血液製剤

#### ■ 配送機関及び連絡所

名称	電話番号	所在地	診療科目
岡山血液配送センター	086-255-1313	岡山市北区いずみ町 3-36	全血液製剤
真庭連絡所 (ユアサ薬局西原店)	0867-52-0165	真庭市西原 166-1	赤血球 M・A・P 濃厚赤血球 新鮮凍結血漿

【資料9-4】医薬品販売

名称	電話番号	所在地
コスモス薬局	0866-52-3320	真庭市山田 1894
高杉薬店	0866-52-2155	真庭市下皆部 576
つむら薬局	0866-52-9511	真庭市下皆部 451-1
ほくぼう薬局	0866-52-4816	真庭市上水田 3824-1
エス・ジー・エッチてしま薬局下方店	0867-52-7160	真庭市下方 1225-5
こうち薬局	0867-55-2020	真庭市下河内 313-8
さいわい薬局	0867-52-5677	真庭市福田 279-1
なでしこ薬局	0867-53-0770	真庭市中 448-1
中山薬局下方店	0867-52-7177	真庭市下方 579-5
中山薬局中町店	0867-52-0062	真庭市落合垂水 114
真庭会立 しらうめ薬局	0867-52-5101	真庭市落合垂水 437-2
真庭中央薬局	0867-52-7321	真庭市落合垂水 249-1
前田薬舗	0867-52-0506	真庭市落合垂水 741
むらかみ薬品本店	0867-52-0026	真庭市落合垂水 250-2
山本薬局	0867-52-7115	真庭市下市瀬 1277-1
ユアサ薬局開田本店	0867-52-0677	真庭市開田 324
ユアサ薬局西原店	0867-52-2134	真庭市西原 166-1
安部薬局	0867-42-7217	真庭市目木 1881
安藤薬局	0867-42-0550	真庭市久世 2781
エス・ジー・エッチてしま薬局	0867-42-6088	真庭市中島 405-1
エス・ジー・エッチてしま薬局旭町店	0867-42-7230	真庭市久世 2923-1
エス・ジー・エッチてしま薬局久世駅前店	0867-42-5656	真庭市久世 2433-7
エス・ジー・エッチてしま薬局早川町店	0867-42-3441	真庭市久世 2509-1
ザグザグ久世店	0867-53-0835	真庭市惣 180-1
テシマ薬局	0867-42-0073	真庭市久世 2862
村松薬店	0867-42-0278	真庭市久世 2839
ユアサ泉橋薬局	0867-42-4447	真庭市中島 411-5
ユアサ薬局アルティ店	0867-42-5777	真庭市久世 2415
吉松屋薬局	0867-42-1105	真庭市久世 2813
エス・ジー・エッチてしま薬局勝山店	0867-44-7577	真庭市勝山 86-1
エス・ジー・エッチてしま薬局月田店	0867-44-5577	真庭市月田 6826-4
エンジェル薬局	0867-44-7150	真庭市勝山 1073-6
サイトウ薬局	0867-44-2066	真庭市勝山 297
スーパードラッグたんぼぼ勝山薬局	0867-44-6200	真庭市三田 149-1
池田書店薬品部	0867-66-3055	真庭市蒜山中福田 236
大国薬品	0867-66-3043	真庭市蒜山上福田 690-8
サカエ薬局勝山店	0867-44-5270	真庭市本郷 1823-3
シュプール	0867-44-3129	真庭市勝山 466
長綱薬局	0867-66-2279	真庭市蒜山上長田 488-4

【資料 9-5】 地域災害医療センター（災害拠点病院）

（1） 基幹災害拠点病院

機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
総合病院岡山赤十字病院	700-8607	岡山市北区青江2-1-1	086-222-8811

（2） 地域災害拠点病院

機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
岡山済生会総合病院	700-8511	岡山市北区伊福町1-17-18	086-252-2211
国立病院機構岡山医療センター	701-1192	岡山市北区田益1711-1	086-294-9911
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町2-5-1	086-223-7151
川崎医科大学附属病院	701-0192	倉敷市松島577	086-462-1111
倉敷中央病院	701-8602	倉敷市美和1-1-1	086-422-0210
高梁中央病院	716-0033	高梁市南町53	0866-22-3636
総合病院落合病院	719-3197	真庭市落合垂水251	0867-52-1133
津山中央病院	708-0841	津山市川崎1756	0868-21-8111

## 10 上下水道関係

### 【資料 10-1】上水道施設

事業名	浄水場名	所在地	電話番号
真庭市上水道	久世浄水場	真庭市久世 3272-1	0867-42-0489
	草加部浄水場	真庭市草加部 21-2	
	城内浄水場	真庭市勝山 2-1	0867-44-2063
	江川浄水場	真庭市江川 1206-1	
	西原浄水場	真庭市西原 420-1	0867-52-3664
土居中島簡水	土居中島浄水場	真庭市中島 338	
三坂簡水	三坂浄水場	真庭市三坂 532-4	
樫西簡水	樫西浄水場	真庭市樫西 106-2	
余野簡水	余野浄水場	真庭市余野上 151-3	
勝山簡水	後谷畝浄水場	真庭市後谷畝 1814	
	月田本浄水場	真庭市後谷 1212-5	
	山久世浄水場	真庭市山久世 1456-3	
	清谷浄水場	真庭市清谷 1224-3	
	見尾浄水場	真庭市見尾 507-2	
	富山浄水場	真庭市曲り 1145-4	
	山上浄水場	真庭市高田山上 943-1	
	神代浄水場	真庭市神代 134-1	
	月田浄水場	真庭市月田 333-6	
	若代浄水場	真庭市月田本 983-2	
城北南浄水場	真庭市柴原 730-1		
立誠水田簡水	立誠浄水場	真庭市鹿田 2230-4	0867-52-2854
真庭市上水道	西河内浄水場	真庭市西河内 569-2	
天津簡水	天津浄水場	真庭市福田 270, 271	
上山簡水	上山浄水場	真庭市田原山上 2461-1	0867-52-0612
北房簡水	北房浄水場	真庭市上水田 5211-1	
中津井簡水	中津井浄水場	真庭市上水田 3117-1	
立誠水田簡水	水田浄水場	真庭市山田 1744-2	
湯原簡水	湯原浄水場	真庭市豊栄 1007-1	0867-62-3238
	二川浄水場	真庭市種 1169	
美甘簡水	美甘浄水場	真庭市美甘 4020-3	
	山路浄水場	真庭市美甘 1775	
鉄山簡水	鉄山浄水場	真庭市鉄山 1325-2	
蒜山簡水	塩釜浄水場	真庭市蒜山下福田 72-2	
	道目木花園浄水場	真庭市蒜山上長田 1038-30	

	東部第2浄水場	真庭市蒜山下長田 41-31	
	東部第3浄水場	真庭市蒜山下見 3	
	湯船浄水場	真庭市湯船 103-6	
	内海浄水場	真庭市蒜山上徳山 866-105	
下和簡水	下和浄水場	真庭市蒜山下和 1049-12	
事業名	浄水場名	所在地	電話番号
吉田簡水	吉田浄水場	真庭市蒜山吉田 1075-119	
別所簡水	別所浄水場	真庭市蒜山別所 49-69	

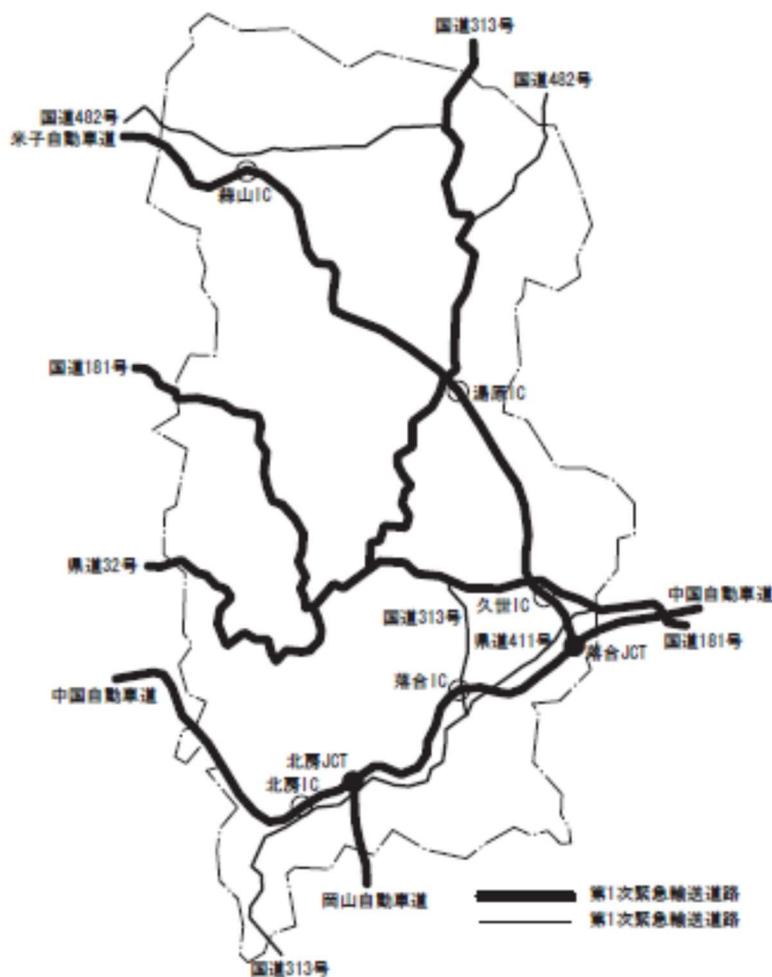
【資料 10-2】下水処理等施設

種 別	名称	住 所	電話番号
公共下水道	久世浄化センター	真庭市中島 172-1	0867-41-0133
	蒜山浄化センター	真庭市蒜山東茅部 1674	0867-66-5088
	蒜山第2浄化センター	真庭市蒜山下見 21	
	中和浄化センター	真庭市蒜山下和 199-1	
	美新浄化センター	真庭市美甘 10-8	
	落合浄化センター	真庭市赤野 1120	0867-44-1061
農業集落排水処理施設	下皆部地区処理施設	真庭市上水田 2410-3	
	宮地地区処理施設	真庭市宮地 551-1	
	山久世地区処理施設	真庭市山久世 1359-2	
	真加子・初和地区処理施設	真庭市蒜山初和 151-2	
	鹿田・美川地区処理施設	真庭市鹿田 2811	0867-52-8052
	上水田・山田地区処理施設	真庭市山田 849-2	
小規模集合排水処理施設	野田地区処理施設	真庭市蒜山下長田 260-2	

## 11 緊急輸送関係

### 【資料 11-1】緊急指定道路

#### ■ 県指定緊急輸送道路（真庭市内）



区分	路線名
第 1 次緊急輸送道路	中国自動車道・岡山自動車道・米子自動車道 国道 181 号・国道 313 号 県道 32 号
第 2 次緊急輸送道路	国道 313 号・国道 482 号 県道 411 号

【資料 11-2】 林道一覽

林道名	起点	終点	起点側接続道	終点側接続道
森林基幹道作西1号線	真庭市仲間1604-8	真庭市菅谷499-7	国道313号線	市道見尾神庭線
森林基幹道作西2号線	真庭市菅谷453-3	真庭市黒田854-1	市道見尾神庭線	県道55号線
林道粟倉木屋原線	真庭郡新庄村 裏手奥5738-27	真庭市鉄山387	県道447号線	県道58号線
森林基幹道作備線	真庭市美甘3545-5	新見市大佐	国道181号線	県道32号線
林道美作北2号線	鏡野町上齋原666-1	真庭市蒜山下和1395-2	国道179号線	市道津黒中ノ原線
林道川上1号線	真庭市蒜山西茅部676-2	真庭市蒜山本茅部644-84	市道大蛇茅部線	県道58号線
林道川上2号線	真庭市蒜山本茅部659-2	鳥取県日野郡江府町 下蚊屋486-5	県道58号線	大山広域農道

【資料 11-3】 交通規制の表示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地は白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【資料 11-4】 緊急車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【資料 11-5】 ヘリポート適地

令和 3 年 7 月 3 日現在

番号	名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	土 質	散水	影 響 度	最 大 機 種	最 大 機 数	照 明	備 考
1	宮芝グラウンド	真庭市久世 1435	真庭市生涯学習課	0867-42-1094	真砂土	要	小	CH-47	4	競技用	
2	真庭市立余野小学校	真庭市余野下 475	余野小学校長	0867-42-0729	転圧土	要	大	B-412	1	無	
3	真庭市立久世中学校	真庭市台金屋 202	久世中学校長	0867-42-0635	転圧土	要	大	CH-47	4	無	
4	勝山自動車訓練場跡	真庭市勝山地内旭川左岸	真庭市勝山振興局	0867-44-2607	草地	不要	無	B-412	1	無	
5	真庭市立勝山中学校	真庭市三田 190	勝山中学校長	0867-44-3135	転圧土	要	大	CH-47	5	無	
6	真庭市立月田小学校	真庭市月田 5642	月田小学校長	0867-44-2409	転圧土	要	中	CH-47	3	競技用	
7	落合総合公園多目的グラウンド	真庭市下市瀬 586-3	真庭スポーツ財団	0867-52-5905	真砂土	要	中	CH-47	2	競技用	
8	ハイランド落合大駐車場	真庭市下市瀬 586-3	真庭スポーツ財団	0867-52-5905	アスファルト	不要	無	CH-47	5	防犯用	
9	北房運動公園サブグラウンド	真庭市上中津井 243-2	真庭市北房振興局	0866-52-2111	砂地	不要	無	B-412	1	防犯用	
10	真庭市立北房中学校	真庭市上水田 2758	北房中学校長	0866-52-2208	転圧土	要	中	CH-47	4	行事用	
11	湯原温泉スポーツ公園	真庭市禾津 100	真庭市湯原振興局	0867-62-2011	真砂土	要	小	CH-47	4	競技用	
12	美甘グラウンド	真庭市美甘宝蔵寺 408-1	真庭市美甘振興局	0867-56-2611	真砂土	要	中	CH-47	3	競技用	
13	平成の森スポーツグラウンド	真庭市蒜山西茅部 398	真庭市蒜山振興局	0867-66-2511	転圧土	要	大	CH-47	4	行事用	
14	真庭市立川上小学校	真庭市蒜山上福田 890-17	川上小学校長	0867-66-7045	真砂土	要	中	B-412	1	行事用	東側のグラント*
15	蒜山高原スポーツ公園野球場	真庭市蒜山上長田 2295	真庭市蒜山振興局	0867-66-2511	真砂土	要	小	CH-47	5	無	
16	真庭市立蒜山中学校	真庭市蒜山下福田 468	蒜山中学校長	0867-66-2022	転圧土	要	中	CH-47	4	無	
17	中和多目的グラウンド	真庭市蒜山下和 1080	真庭市蒜山振興局	0867-66-2511	真砂土	要	小	CH-47	4	競技用	
欠番 R3.6.2 削除（落合病院ヘリポート）											
19	湯原温泉ヤンチャキ広場	真庭市下湯原 116-1	真庭市湯原振興局	0867-62-2011	真砂土	不要	中	BK117	1	防犯用	芝地も使用可飛散物注意
20	岩井谷地区農村広場	真庭市上 3414-2	真庭市勝山振興局	0867-44-2607	真砂土	要	小	B-412	1	競技用	

21	真庭市立富原小学校	真庭市若代 1948	富原小学校	0867-46-2004	転圧土	要	大	B-412	1	無	
22	真庭市消防本部	真庭市惣 254-8	真庭市消防本部	0867-42-1190	アスファルト	不要	無	B-412	1	行事用	H表示有り
23	ランドマークゴルフ倶楽部	真庭市上山 711	ランドマークゴルフ倶楽部	0867-52-5150	芝	不要	無	B-412	1	無	※使用許可はドクターヘリのみ、コース内事案に限る。
24	真庭カンツリークラブ	真庭市杉山 684	真庭カンツリークラブ	0867-42-2155	アスファルト	不要	小	B-412	1	無	※使用許可はドクターヘリのみ、コース内事案に限る。
25	備中高原北房カントリー倶楽部	真庭市下中津井 3933	備中高原北房カントリー倶楽部	0866-52-2883	芝	不要	無	B-412	1	無	※使用許可はドクターヘリのみ、コース内事案に限る。
26	蒜山ベアバレースキー場	真庭市蒜山本茅部 644-105	真庭市蒜山振興局	0867-66-2511	アスファルト	不要	無	B-412	2	無	スキー場営業時期、イベント使用時は使用不可
27	勝山運動公園多目的グラウンド	真庭市福谷 1192	真庭市勝山振興局	0867-44-2607	真砂土	要	小	B-412	2	競技用	公園・球場利用者注意
28	津黒高原スキー場 第1駐車場・第2駐車場	真庭市蒜山下和 1193-23	真庭市蒜山振興局	0867-66-2511	アスファルト	不要	小	B-412	1	無	第1駐車場使用不可時は第2駐車場使用可能
29	コスモスクリーンセンター コミュニティ広場	真庭市宮地 846-1	岡山県中部環境施設組合	0867-66-4230	真砂土	要	小	B-412	1	無	

※影響度：散水をしなかった場合、周囲又はヘリに与える影響の度合い  
機体の大きさ：CH-47>B-412>BK117  
最大機数：防災機(B-412、BK117)が駐機出来るおおむねの数